

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する
条例を次のように定める。

2012年（平成24年）6月6日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の
整備に関する条例

（藤沢市印鑑条例の一部改正）

第1条 藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正
する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当する者でなければならない」を「住民基本
台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、こ
の市の住民基本台帳に記録されている者とする」に改め、同条各号を削る。

第4条第2項中「又は外国人登録原票」を削る。

第7条の見出し中「のできない」を「に係る」に改め、同条第1号中「又は外
国人登録原票に登録」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下
同じ。）については、その印章が前項第1号に該当する場合であつても、次の
いずれかに該当するものであるときは、印鑑の登録をすることができる。

(1) 住民基本台帳に記録された通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令
第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又
はその一部で表わされたものであつて、市長が適当であると認めたもの

(2) 外国人住民の住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はそ
の一部で表されたものであつて、市長が適当であると認めたもの

第8条第1項第5号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部で表されている印章により印鑑の登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第12条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 通称又は氏名のカタカナ表記の変更により、登録してある印鑑が第7条第2項第1号又は第2号に該当しないこととなつたとき。

第12条第2項第3号中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げるものでなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第12条第3項中「前項第3号から第5号まで」を「前項第4号から第7号まで」に改める。

（藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

（藤沢市手数料条例の一部改正）

第3条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表3の項中「第7項」を「第11項」に改める。

別表第1の3の表を削る。

別表第1の4の表の表名中「1の表から3の表まで」を「1の表及び2の表」に改め、同表5の項を削り、同表を別表第1の3の表とする。

（藤沢市市営住宅条例の一部改正）

第4条 藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「，若しくは外国人登録法（昭和27年法律第125

号)の規定により本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第5条 藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成4年藤沢市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「,又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(藤沢市障がい者等医療費助成条例の一部改正)

第6条 藤沢市障がい者等医療費助成条例(昭和47年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「,又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(藤沢市小児医療費助成条例の一部改正)

第7条 藤沢市小児医療費助成条例(平成7年藤沢市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「,又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(藤沢市原子爆弾被爆者の援護に関する条例の一部改正)

第8条 藤沢市原子爆弾被爆者の援護に関する条例(昭和49年藤沢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「居住し」の次に「,かつ」を加え,「,又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録され」を削る。

附 則

この条例は,平成24年7月9日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは,住民基本台帳法の一部が改正され,及び外国人登録法が廃止されたことに伴い,関係条例の規定の整備を行う必要による。